

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表教育こども部の部を次のように改める。

教育こども部	教育総務課	庶務係 学務係
	学校給食センター	給食係
	教育指導課	指導係
	教育政策室	教育政策係
	幼保こども園課	幼稚園係 保育園係
	こども総務課	庶務給付係 学童係
	子育て支援総合センター	こども政策係
	こどもサポートセンター	

第2条の表生涯学習部の部生涯学習課の項中「庶務係 生涯学習文化係」を「生涯学習係 文化振興係」に改め、同部スポーツ振興課の項中「スポーツ振興係」を「スポーツ振興係 施設係」に改める。

第8条第1項中「学校給食センター及び」を削る。

第10条第1項中「こどもサポートセンター」を「学校給食センター、こどもサポートセンター」に改め、同条第3項中「学校給食センター及び」を削

る。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(課内室長)

第10条の2 課の室に室長(以下「課内室長」という。)を置く。

2 課内室長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表の1の表を次のように改める。

1 教育こども部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。 (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。 (10) 学校施設の設備、変更及び廃止に関すること。 (11) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。 (12) 通学路の安全対策に関すること。 (13) その他学校施設に関すること。 (14) 教育行政に関する相談に関すること。 (15) 事務局、部及び課の庶務に関

		<p>すること。</p> <p>(16) 部内の他課の所管に属さないこと。</p>
	学務係	<p>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督励並びに就学の猶予及び免除に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 教科書の給付に関すること。</p> <p>(6) 学校の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 災害救済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</p> <p>(10) その他学校教育に関すること（教育指導課の所管に属するものを除く。）。</p>
学校給食センター	給食係	<p>(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>(2) 学校給食センター運営協議会に関すること。</p> <p>(3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。</p> <p>(4) 給食材料の購入計画に関すること。</p> <p>(5) 給食材料の検査及び保管に関すること。</p> <p>(6) 調理の指導に関すること。</p> <p>(7) 学校給食センターの管理運営に関すること。</p> <p>(8) その他学校給食に関すること。</p>
教育指導課	指導係	<p>(1) 学校教育の研究、指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校経営の管理、指導及び助言に関すること。</p> <p>(3) 教育課程、学校指導及び生徒指導に関すること。</p> <p>(4) 就学指導に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 就学指導委員会に関すること。 (6) 青少年相談に関すること。 (7) 教育相談に関すること。 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関すること。 (9) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 (10) いじめ防止等対策審議会に関すること。 (11) 教科用図書、教具等の選定採決に関すること。 (12) 教育研究資料の編集等に関すること。 (13) 教職員の研修に関すること。 (14) 公立学校職員共済組合に関すること。 (15) 放課後こども教室に関すること。 (16) その他学校教育指導に関すること。 (17) 課の庶務に関すること。
教育政策室	教育政策係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (2) 学校教育改革の推進に係る企画、調整及び運営に関すること。 (3) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則（平成28年3月生駒市規則第10号）第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 イ 総合教育会議に関すること。
幼保こども園課	幼稚園係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。 (2) 園児の入退園事務に関すること。 (3) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。 (4) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。 (5) 幼稚園の用に供する教育財産の

		<p>維持管理に関すること。</p> <p>(6) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。</p> <p>(7) 教職員の人事に関すること。</p> <p>(8) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関すること。</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。</p> <p>(10) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、私立幼稚園に関すること。</p> <p>(11) 課の庶務に関すること。</p>
	<p>保育園係</p>	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>イ 市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</p> <p>ウ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。</p> <p>エ 施設型給付費及び地域型保育給付費に関すること。</p> <p>オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。</p> <p>カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</p> <p>キ 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。</p> <p>ク 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</p> <p>ケ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事に関すること。</p> <p>コ 保育所運営委員会に関すること。</p>
<p>こども総務課</p>	<p>庶務給付係</p>	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助</p>

		<p>執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事。</p> <p>イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事。</p> <p>エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による援護、育成及び更生の措置に関する事。</p> <p>オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による援護、育成及び更生の措置に関する事。</p> <p>(2) 課の庶務に関する事。</p>
	学童係	<p>(1) 放課後児童健全育成事業に関する事。</p> <p>(2) 学童保育運営協議会に関する事。</p>
子育て支援総合センター	こども政策係	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 子ども・子育て支援事業計画に関する事。</p> <p>イ 子ども・子育て会議に関する事。</p> <p>ウ 少子化対策に関する事。</p> <p>エ 子育て支援に関する企画、調査及び連絡調整に関する事。</p> <p>オ 地域子育て支援拠点事業に関する事。</p> <p>カ ファミリー・サポート業務に関する事。</p> <p>キ 子ども家庭総合支援拠点に関する事（こどもサポートセンターの所管に係るものを除く。）。</p> <p>ク その他子育て支援に関する事。</p>

		ケ 子育て支援総合センターの管理及び運営に関する事。
こどもサポートセンター		(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 家庭児童相談室に関する事。 イ 養育支援訪問事業に関する事。 ウ 要保護児童対策地域協議会に関する事。 エ その他児童虐待に関する事。 オ 子育て短期支援事業に関する事。 カ 子ども家庭総合支援拠点に関する事（子育て支援総合センターの所管に係るものを除く。） キ こどもサポートセンターの管理及び運営に関する事。

別表の2の表生涯学習課の部庶務係の項及び生涯学習文化係の項を次のように改める。

生涯学習係	(1) 生涯学習の基本的な方針に関する事。 (2) 社会教育委員に関する事。 (3) 生涯学習の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関する事。 (4) 社会教育に係る人権教育の推進に関する事。 (5) 高齢者教育に関する事。 (6) その他生涯学習に関する事。 (7) 部及び課の庶務に関する事。 (8) 部内の他課の所管に属さない事。
文化振興係	(1) 芸術及び文化の振興に関する事

	<p>こと。</p> <p>(2) 文化芸術団体の活動支援に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習推進連絡会に関すること。</p> <p>(4) 文化財及び民俗資料の発掘、調査及び保護に関すること。</p> <p>(5) 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>(6) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関すること。</p>
--	---

別表の2の表生涯学習課の部青少年係の項第2号を削り、同項第1号中「指導育成」を「活動支援」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 青少年健全育成に関すること。

別表の2の表生涯学習課の部青少年係の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 家庭教育に関すること。

別表の2の表図書館の部図書係の項第1号中「(分館)」の次に「及び生駒駅前図書室」を加え、同項に次の1号を加える。

- (2) 生駒市図書館の庶務に関すること。

別表の2の表スポーツ振興課の部スポーツ振興係の項第1号中「社会体育」を「スポーツ」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「社会体育」を「スポーツ」に改め、同号を同項第8号とする。

- (9) 課の庶務に関すること。

別表の2の表スポーツ振興課の部に次の1項を加える。

施設係	(1) 社会体育施設の設置及び管理運営に関すること。
-----	----------------------------

- | |
|---|
| (2) 生涯学習施設（生駒駅前図書室を除く。）の設置及び管理運営に関すること。 |
| (3) 課の庶務に関すること。 |

（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正）

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 課内室長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条の2第1項に規定する課内室長をいう。

第4条第2項中「又は所管課長補佐」を「、所管課長補佐又は所管課内室長」に、「又は課長補佐不在」を「、課長補佐又は課内室長不在」に改め、「、課長補佐」の次に「、課内室長」を加える。

第9条の2（見出しを含む。）中「こども課長」を「幼保こども園課長」に改める。

第9条の3第1号及び第2号を削り、同条第3号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とする。

第10条を削り、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（スポーツ振興課長の専決事項）

第11条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校体育施設の開放に係る使用許可に関すること。
- (2) 社会体育施設の使用許可に関すること。
- (3) 社会体育施設の休館日、休場日及び使用時間の変更に関すること。
- (4) 生涯学習施設（生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。）の使用許可に関すること。

(5) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関すること。

第13条（見出しを含む。）中「課長補佐」の次に「及び課内室長」を加える。

第14条第1項中「又は課長補佐」を「、課長補佐又は課内室長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。